

社会福祉法人 愛和福祉会 役員等の報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人 愛和福祉会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- （1）常勤役員等（週3日以上勤務、主たる勤務場所は認定こども園愛育園 事務室とする）報酬
- （2）非常勤役員等（常勤役員等以外の者）報酬

（常勤職員等の報酬等の額の算定方法）

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1）報酬 別表1に定める額
 - （2）通勤手当については、就業規則第27条の3の規定に準じる額
- 2 非常勤役員等に対する報酬の額は、当該会議に出席した場合、日額として7,000円を支給する。

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1）報酬 別表2に定める額
- （2）非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規定に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（当法人職員給与との併給）

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員等報酬は、別表3の定めによるものとする。

（報酬等の支給方法）

第6条 常勤役員等に対する報酬等は、毎月25日（その日が休日に当たるときは、就業規則第31条第1項に準じた日）に支給する。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割計算)

- 第7条** 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
 - 4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第8条** この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。
- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げる。

(公表)

- 第9条** この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第10条** この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第11条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 250,000円
理事	月額 200,000円

別表 2（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

区 分	日 額
評議員会への出席	7,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	7,000円

（2）理事

区 分	日 額
理事会への出席	7,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	7,000円

（3）監事

区 分	日 額
監事監査等への出席	7,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	7,000円

別表 3（職員給与との併給）

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬用を支給する。

役職名	役員報酬額
理事長	月額 30,000円
理事	月額 25,000円